

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。先日は遅くまでご苦労さまでした。きょう1日、一般質問、よろしくお願ひします。

ただ今の出席議員数は22人で、定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において1番 岡君、14番 土井君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（中西峰雄君）日程第2 一般質問を行います。

順番15、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）おはようございます。

それでは、一般質問を行います。

私は、市政の主人公は市民、この立場から2項目について質問をいたします。

最初の質問は、真に市民の命と健康を守る国民健康保険事業についてです。この問題は何度も取り上げてきましたが、日に日に深刻な事態が進行しています。全国的には、国民健康保険税（料）を長期に納税できなく、保険証が取り上げられ、病気になっても医療を受けられず、死に至るケースが増加する傾向

が見られます。橋本市の国民健康保険事業も、能力を超えた課税ということから、納期までに納税できない国民健康保険加入世帯が2割に達する現状にあります。このまま放置すれば、国民階保険制度は維持できないと、すべての市民の命と健康を守れなくなると、このことを危惧し、質問をいたします。

まず、申し上げておきます。国民健康保険事業は国の事業であり、自治体でこの事業に携わっている職員の皆さんは大変頑張っているということですので。その上で、以下の質問をしたいと思います。

質問の第1は、本年4月に担当部長がかわりました。そこで確認をしておきます。国民健康保険事業は社会保障の重要な柱であると考えるが、担当部長の認識を伺います。

質問の第2は、社会保障としての国民健康保険でありながら、国民健康保険は社会保険であり、自己負担が発生する制度である。保険税を払えないと、短期保険証、資格証明書（保険証の取り上げ）が発生する制度上の欠陥があります。国民健康保険は強制保険であり、市民の最後のセーフティネットとなっていますが、この点の認識を伺います。

質問の第3は、国民健康保険税を払えない市民をどのように救済するか、いかにして市民が払える国民健康保険税額にするかを問う。高い国民健康保険税の最大の理由は、国が国民健康保険事業に対する負担金を大幅に削減していることにあり、これをもとに戻すことを国に強く求めること。また、自治体として国民健康保険加入者の能力に応じた課税とする策を問う。

質問の第4は、納税率の向上のため、加入

者の能力に応じた税額にする。この点、他の保険では資産割をとっていません。この制度が重税感を増強していると考えるが、答弁を求めます。

2項目めの質問は、橋本小中一貫校についてです。日本共産党橋本市委員会は、本年3月、橋本市小中一貫校についてのアンケート調査を実施いたしました。対象地域は橋本市小・中学校区の全戸、約2,500戸を対象といたしました。この結果について教育長に伺います。3月31日時点で122通の回答があり、最終は約150通の回答をいただきましたが、この時点の数値で、橋本小中一貫校について賛成14.7%、反対58.1%、わからない14.7%、どちらとも言えない12.2%。このような結果でした。この結果について教育長の見解を伺います。

質問の第2は、橋本小中一貫校について、地域の皆さんは多くの心配をされていることがわかりました。具体的には、通学路の安全確保についてをはじめ、小学生のプール使用の件、体育館の使用、運動場の使用、水害対策、避難所の問題、歴史ある小学校がなくなるなど、多数であります。教育委員会はこれらの心配にどのように説明するのか伺います。

質問の第3は、橋本中学校区以外の小中一貫教育について、どのような計画で進めようとしているのか伺います。

質問の第4は、小中一貫校、中高一貫校、2学期制の実施など、橋本市の教育環境は大きく変化している今、市民参加で、仮称「橋本市の教育を考える会」を教育委員会主導で立ち上げるべきと考えるが、教育委員会の見解を伺います。

以上、演壇からの質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）富岡議員、申し上げます。発言通告書の中には、1番の②の項目が3項目上がっておりますが、これは質問を省

略されますか、質問されますか。

○3番（富岡清彦君）はい、質問いたします。

○議長（中西峰雄君）では、質問をお願いいたします。

○3番（富岡清彦君）1番バッターでありますのに、大変ご迷惑をおかけいたしております。手違いがあったようでございまして、この1項目めの不納欠損の関連で、3点質問をしたいんです。

一つは、ここ数年間の不納欠損額について具体的に伺います。また、この不納欠損にする基準についてどのようになっているのか伺いたい。

2点目は、橋本市独自の減免制度の活用実態がどのようになっているのか。また、この制度の充実を考えられないか、伺います。

3点目は、国民健康保険税の強制徴収、預金の差し押さえ、これは何を基準に行っているのか。この3点、追加といたしますか、お尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）3番、富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）おはようございます。小中一貫教育についてのアンケート結果についてお答えします。

橋本市の子どもたちのより良い学びを実現するために、橋本市教育委員会と学校が進めている小中一貫教育について、また、今後計画している橋本小学校と橋本中学校の合同校舎での教育について、地元の皆さんに説明させていただき、ご理解を得ながら取り組みを進めることを目的として、平成21年3月から9月にかけて、区単位とした説明会を8回にわたり開催してきました。

また、区の役員会や区長会、健全育成会、

橋本小学校PTA総会等においても小中一貫教育と橋本小中一貫校についての説明を行ってきました。橋本市保育園保護者会連合会の役員の方々との懇談会においてもこのテーマで懇談を実施しました。

これらの説明会では、だれもがまだ経験のない小中一貫校に対して、保護者や地域の方々から、不安となることについて多くのご意見をいただきました。

それに対して、現在実践している学校の考えや教育委員会事務局の考えを説明する形でお伝えさせていただき、その場ではお答えできないものについては、持ち帰り検討するようにさせていただきました。

その説明会から、教育委員会としましては、不安要素は残るものの、橋本小中学校の実践から、小中一貫教育に対する理解は得られたものと考えています。

しかし、日本共産党橋本市委員会が行われた橋本小中一貫教育についてのアンケートでは、回答数122通のうち、反対が58.1%と、約6割を占め、このことについては事務局としての説明が十分行き届いていなかった方々がおられるという結果となっています。今後も、これまでに説明会でいただいたご意見を反映する形で説明会を開く予定をしています。この6月10日に1回目の説明会を開催し、明日、17日にも開催する予定をしています。また、不安を払拭し、小中一貫教育、小中一貫校についてのご理解を得るための取り組みを継続して行っていきたいと考えています。

次に、具体的な心配事への対応についてお答えします。

学生のプールの使用、体育館の使用、運動場の使用など、施設面については、地域住民、保護者、教職員、行政関係者で構成された橋本小中一貫校建設検討委員会を立ち上げ、説明会等でいただいた意見を吸収しながら検討

を重ねていただいています。

検討された内容について、説明会等で提示し、ご意見を聞かせていただきたいと考えています。

橋本小学校の橋本中学校敷地内への建設は、小中一貫教育の推進と耐震に対応するという2面があります。安心安全、教育の充実という観点から、橋本小学校の橋本中学校敷地内への建設を決定しました。歴史ある橋本小学校の場所は移動しますが、現行の法制度の中で実施する小中一貫教育、小中一貫校であることから、橋本小学校自身は今後も歴史を重ねることになりますので、ご理解をお願いいたします。

避難場所についてですが、現在、橋本小学校が避難場所として指定されております。今回の移転に伴い、現在の橋本小学校が避難場所でなくなることから、市内部において避難場所が再検討される予定となっています。

また、通学の安全確保については多くのご意見をいただいております。特に市役所前の国道横断についての不安に対し、現在、橋本署に対策の要望を上げているところです。現時点では解決するまでは至っていませんが、通学の安全確保だけでなく、より良い小中一貫校としていくために、保護者や地域の皆さま方にも参画していただける項目については、検討・協議を行う場を設定し、不安等を解消していく取り組みとしていきたいと考えています。

次に、橋本中学校区以外の小中一貫教育の計画についてお答えします。

平成19年度橋本市教育協議会を立ち上げ、これからの橋本市の教育の方向性について議論いただきました。本協議会には学識経験者、社会教育団体、教育関係者、公募の市民から参画いただき、それぞれの立場から見える地域社会や子どもたちの姿について協議を行う

中で、「人が育ち合う、共育のまちづくり」と題した答申をいただきました。その中で、中1ギャップ、学力、生徒指導等、小・中学校間にある課題を解決するために、子どもの発達や育ちに視点を当て、校種を超えて課題を共有し、9年間の中で、ふさわしい時期にふさわしい方法により、生きる力をつけるための取り組みの重要性を提言いただいています。

このことを受け、教育委員会としまして、幼児教育から義務教育へ、連続的に子どもの成長を保障することを重要課題ととらえ、子どもの発達に応じた取り組みを推進しています。

その中で、保育園・こども園及び幼稚園の連携、保育園・こども園及び幼稚園と小学校との連携、小学校と中学校との連携が不可欠です。そのために、小学校区の保育園・こども園及び幼稚園と小学校の教職員の研修や中学校区内の小学校と中学校の教職員の研修の場を設定し、教育内容や生徒指導等について連携を図っているところです。この取り組みの一つが小中一貫教育です。

橋本市の小中一貫教育の要件として次の4点を設定しています。

1点目は、中学校区内の学校がめざす子ども像を共有し、取り組むべき方向性を示した小中一貫教育目標の設定です。

2点目は、1点目の目標実現に向け、9年間の連続した学びと育ちを支援する教育課程、指導内容・方法、形態の連続性の取り組みです。

3点目は、社会性や規範意識を学び、豊かな人間性を育てる小中合同行事や、異年齢集団活動を行う、児童生徒の教育活動の連続性の取り組みです。

4点目は、小・中学校間の積極的な人事交流や合同研修など、教職員間の連携の取り組みです。

この4点の取り組みを進めることを小中一貫教育とし、全市的に取り組みを進めています。例えば、「生きる力」を育てる小中共通の目標を設定する、児童生徒の交流の場をつくり、集団性を高める、小中の教師が授業研究を通して児童生徒の状況を理解し合い、授業改善につなげる、中学校教員と小学校教員の人事交流による交流授業などに取り組んでいます。

現段階では、すべての中学校区が4要件を満たす取り組みとなっていないませんが、今後、全中学校区で実施できるよう努めてまいります。

次に、市民参加の会を立ち上げることについてお答えします。

橋本市教育委員会の基本方針は、人づくりはまち全体で行うと設定し、学校はもちろん、保護者や、子どもを取り巻く大人が、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育等がそれぞれの立場から分野を超えて課題を共有し、生涯学習による人づくり、まちづくりを進めています。

小中一貫教育等についても、学校だけの取り組みとするのではなく、学校、家庭、地域社会が力を携え、子どものより良い育ちに、それぞれの立場から働きかけていただくことで、一層の効果が望めると考えます。

橋本市の教育について語り合う場を通して、大人が学ぶ場とすることは意義のあることだと考えます。地域の健全育成、共育コミュニティ事業、地域シンポジウム等、教育委員会として取り組んでいる事業がありますので、方法等については検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）国民健康保険

の質問についてお答えいたします。

(1)の1点目の社会保障についての認識についてお答えいたします。

一般的に社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済的保障の道を講じ、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようにすることとされており、社会保障給付の大宗を占める年金・医療・介護は社会保障方式により運営されております。

その社会保障制度は、社会保険、社会福祉、公的扶助及び公衆衛生から成り立ち、国民健康保険はこの社会保険の中の一分野であり、病気やけが、出産、死亡などがこの給付対象となり、重要な使命を持っていると考えます。

2点目の国民健康保険とセーフティネットの関係ですが、国民健康保険は、国民健康保険法の規定に基づき、市の区域内に住所を有し、他の医療保険制度に属さない人すべてを被保険者としており、高齢化や産業構造の変化などの影響を受けやすいという現実がありますが、すべての人が医療保険に加入するという国民皆保険制度のセーフティネット機能が働いていると言えます。

おただしの保険税、一部負担、短期被保険者証、被保険者資格証明書については、被保険者個々の事情もありますが、法等の規定に基づき、円滑かつ適正に運営していくために施行しているものでありますので、ご理解のほど、お願いいたします。

3点目の国民健康保険税を支払えない市民をどう救うかについてですが、今、国においては後期高齢者医療の平成24年度末の廃止に向けて制度改革の準備を行っているところですが、その改革にあわせて国民健康保険制度改革の検討も行われているところです。市として、今後も引き続き、被保険者及び市の負

担の軽減について各種協議会、県・国の会議の機会などを通じて、国に要望してまいります。

4点目の加入者が支払える国民健康保険税についてですが、国民健康保険制度の課税における資産割は応能負担における所得割額を補完する役割となっているものであり、また、税の賦課に関しても、法等の規定により税率を算定しているものでありますので、ご理解のほどをお願いいたします。

次に、(2)の1点目の不納欠損についてですが、国民健康保険税の不納欠損額は、平成19年度5,284万5,913円、平成20年度2,062万1,664円、平成21年度1,675万9,601円となっています。

不納欠損を行う基準につきましては、他の市税同様、地方税法第18条に基づく、5年間を経過した場合の消滅時効及び第15条の7第4項に基づく滞納処分の執行停止を行い、3年経過した場合並びに同条第5項に基づき、明らかに納付できないとして即時に行う場合、以上の規定により不納欠損を行っております。

2点目の市独自の減免制度の活用についてですが、平成19年度23件、242万8,700円、平成20年度19件、203万800円、平成21年度32件、385万9,200円となっており、増加傾向にあります。なお、倒産、解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方についての政令減免と同等の理由であると判断できる場合、市の条例減免の対象になります。

3点目の強制徴収の基準についてですが、国民健康保険税は他の市税同様、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき滞納処分を実施しているところです。

法の規定によれば、納付期限を過ぎ、督促状が発せられてから10日を経過しても完納とならない場合は差し押さえを行うこととなっています。本市では、督促状を発した後、重

ねて催告書などを送付して納税を促し、また、納付できない事情がある場合は納付相談をするよう促しています。納付相談により、分割などの申し出があり、計画的な納税に至るケースが多くありますが、種々な事情から、納税相談や分割での納付申し出にも至らない事案もございます。

滞納処分の対象財産の選定は個別事案の実情により異なり、一概には説明できませんが、基本的には、事務の効率性、合理性から、換金性の容易性や換金スピードなどの観点から、債権を優先して実施することになります。

債権には預貯金、給与、生命保険、賃貸借債権などがありますが、債権によっては差し押さえが禁止されているものもありますので、法に基づき行っているところです。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）大変、時間的に、非常に詳しい答弁、ありがとうございます。

それでは、再質問をしたいと思います。

まず、1項目めの真に市民の命と健康を守れる国民健康保険事業についてですが、社会保障としての国民健康保険事業であるとの担当部長の答弁がありました。この観点が大変重要であると考えます。で、あえてただしたところでございます。

全国的に国民健康保険加入者は4,738万人。全国民の約4割が加入する公的医療保険制度であります。しかし、今日、加入世帯の20.8%の世帯が納期までに国民健康保険税を納税できない現状にあります。中には1年以上国民健康保険税を滞納し、国民健康保険証を取り上げられる、この件数、全国で実に31万1,000世帯に達し、医療機関の受診を受けられず死に至るケース、NHK等でも「クローズアップ現代」というところで放送されましたけれ

ども、このことは、国民健康保険法の目的、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」とした国民健康保険事業が、この目的を危うくしています。

この現状認識と、橋本市においてこのような悲惨な事例が発生していないのか、答弁を求めます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどから、社会保障の一環として国民健康保険があるという答弁をさせていただきましたけれども、皆保険、日本において必要な医療を早期に受けることができるのは国民の権利であるとの、そういう認識に立っております。

その前提として、国民健康保険は被保険者全体の相互扶助で成り立っております。財源となる保険料の確保は、制度の安定的な運営や被保険者間の負担の公平性を図る上でも極めて重要であると、そういう認識を持っております。

生活困窮世帯とか、失業等で保険料を支払われない、こういう事態も最近増えているところでもありますけれども、ただ、支払う能力があるのに支払っていけない、こういう方も実際にいるのは事実です。こういう方については、未納者がますます増えていきますと、モラルハザードが起こって、非常に問題である、そういう認識も持っております。

そういうことで、国民健康保険法上、1年以上保険料を滞納した方については、被保険者証を返還した場合、資格証明書を交付することができる。それに至るまで短期保険証を発行している、そういう仕組みで現在運用しておりますけれども、生活が非常に苦しい、あるいは収入がない、こういう方については、資格証明書あるいは短期保険証の発行について機械的に行うことは現在やっております。

個々の世帯についての状況をお聞きして、払えるような状態であるかどうか、職員が被保険者の相談を受け、その中でどういう措置がとれるか。減免制度もありますし、それと分割という形もできますし、個々の事情に応じて相談に乗っている状況でありますので、機械的にすぐ、1年未納になった場合については資格証明書を発行する、そういう強制的な措置は行っていないつもりでありますので、ご理解をお願いします。

それと、自殺者については、私は、税を払えないから自殺に至ったという具体的な事例については聞いておりません。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私は、最大の問題は、能力を超えた国民健康保険税額、ここにあると思うんです。そもそも、国民健康保険に加入されている方は、他の保険との比較でも、所得において概ね3分の1程度ということで、圧倒的に低所得者の市民の方です。しかも、無職の方の比率が1985年度23.7%であったのが、今日では50%を超える現状にあります。

この点、橋本市の実態、職種別等について答弁いただけますか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）職種別には資料を持っておりませんので、答弁できません。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今すぐでなくてもいいんですが、資料、ありますか、ありませんか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）それについては後ほど答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）能力を超えた税額になっているという点では、国民健康保険税の算出というのは基本的に二つですわな。応能割で約50%、応益割で50%ということから成り

立っているわけで、やっかいなのがこの応益割なんです。世帯の支払能力には全く関係なく、被保険者数に応じて賦課される均等割というのと、人数にかかわらず1世帯として賦課される平等割というのがあります。この制度が被保険者の能力を超えた課税額となるわけで、もともと国民健康保険加入者の多くは低所得者なので、非常に大変なわけです。事実として、国民健康保険、政府管掌健康保険、健康保険組合、この世帯の平均所得に占める保険料ですね、橋本市では税ですが、その割合というのは、国民健康保険が8.67%、ここまでいっています。政府管掌健康保険は4.10%、健康保険組合はさらに低くて3.27%となっています。国民健康保険加入者の負担が他の保険の2.1倍から2.6倍もの負担率ということになっているのが実態なんです。

このことから、いかに国民健康保険税の負担が重いかというのが明らかだと思うんですけれども、こういう話をすると、国会での議論にゆだねろというふうに言われる批判を覚悟して、この実態について副市長はどのようにお考えか、伺います。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）今、富岡議員もおっしゃいましたが、その点については、一市としてどうこうということではなく、私も国会に議論はゆだねるべきというふうに考えます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）言いたかったのは、低所得者層が多いということと、所得に対しての負担も2倍とか、もっと2.6倍とかになっているということの客観的な認識を持っていただきたい。要は、大変なんだということです、納税が。

次に、橋本市の国民健康保険事業の実態を紹介します。

国民健康保険加入世帯数というのは1万

252世帯、被保険者数が1万9,018人。そのうち、1世帯の所得が50万円以下の世帯、これは国民健康保険税額という所得です。実際の所得ではないんですが、50万円以下しか所得がないという世帯、2,400世帯あるんですよ。100万円以下しか所得がないという世帯が1,150世帯あるんですよ。これ、国民健康保険加入者の橋本市の実態ですが、実に35%の世帯が100万円以下の所得なんです。

もう一つ言えば、応益割のみ、というのは応益割だけ、均等割、平等割だけの世帯が2,739世帯に及んでいるのが実態です。

この数字を見ても、納期までに納税できない世帯数というのが2,115世帯。全国とよく似ていますけれども、全加入世帯の20.6%となっています。これは、国民健康保険加入者の5世帯に1世帯が納期までに納税できない、そういう状況になっています。

納税しないとペナルティというのがかかります。短期保険証の発行件数が315件、資格証明書、いわゆる保険証取り上げが128件。このペナルティの対象となった多くの市民は受診を控えている実態が見られます。また、病院に行かなければならなくても行けないという実態と。私はこれは異常事態であると考えられますけれども、この点は政策決定のできる方に答弁を求めます。何らかの政策を講じる必要があるというふうに思いませんか。お尋ねします。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

非常に、国民健康保険の問題、これは本当に頭の痛いことございまして、私ども県下の市長会、あるいはせんだってから近畿の市長会もございました。また、過日、全国の市長会があったわけでございますが、それぞれ

地方からの国へ対しての要望、きょうは質問があるかわからんとおぼえて、ここへ、これだけの要望、350ほどあるんです、要望事項。その中の、細かく言うと時間をとるわけでございますけれども、国民健康保険制度の抜本的な見直しの問題とか、非常に項目がたくさん、後期高齢者の廃止の問題であるとか、非常にたくさん課題になっておるわけでございます。

そんなことで、これは市独自での一つの方向というか、気色のいいようすかつとしたものはなかなか出がたいと思うんです、本当に。私は、やはり何としても、これは国民保護というか、そうした面で、国がこれについてしっかりと見ていただかないと、負担の問題、これを非常にしっかりととれないかということ強く、これにも延々と書いておるんですよ。我々は要望しておるわけでありましてけれども。

しかし、市の国民健康保険運営協議会というのがございますね。その中でもいろいろ議論をいただいておりますのは確かでございます。例えば富岡議員のお考えからしますと、応能の割合をどんと上げなさいと。一概にはいかんと思えますけれども、そうなりますと、低所得者、そういう皆さんについては非常に軽減できるのではないかなと。私も昔、文教厚生委員長をしておるときには、それにも十分参画させていただいて、応能、応益割合、これを大分議論した経緯があるんですけども、今のところは応能、応益50、50ですか。そういう形になっておるんですけども、非常にいい、明快な答弁はしがたいわけでございますが、これは地方自治をあずかる者としてしましては、ご多分にもれず、うちだけではございませんで、大変苦慮しておるのは確かであります。それに向けて、県の市長会、今申し上げたように、国への強い要望をしながら、国民健康保険の制度そのものの大いなる見直しもいた



だいて、安定していけるように努力してまいりたいと思います。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今、市長もおっしゃっていただいたように、能力に応じた国民健康保険税額にするという点では、最大の理由は国策ですわ、国策。かつて国民健康保険事業に50%の負担を見てたんや、国は。何と今、下がり下がって25%になっているんですよ、実質。ですから、ここは民主党にもお願いせんなんねやけど、ぜひ、これはもとに戻していくと。一気に戻すのは難しいと思うんやけど、これはぜひ、強く求めていかなければなりません、私は、じゃ、自治体として何かできるんじゃないですかということも言いたいわけですよ。先に言うとかげ良かったんやけども。これ、一つは、やっぱり今5億円近い、見込みですよ、国民健康保険基金があるので、これを一部取り崩すというのも一つ。高い保険税を、国民健康保険税を下げるというやり方。それから、これは市長の決断が絶対要るんやけども、一般会計からの繰り入れということやな。そうして国民健康保険税を引き下げていくという。あと、考えられるのは、市独自の減免制度をもっと徹底していただくというのか、充実していただくことになろうと思うんですけども、「国に強く、国に強く」と言っている、国が動かなかつたら、先ほど紹介した実態に変化を起こせやんで、こうした点で何か実行していけませんか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）新しい取り組みなんですけれども、このほど国民健康保険法が改正されました。国民健康保険というのは市町村単位で運営されております。どうしても保険者の総数が小さい。大きいところもありますけれども、格差が非常に大きいとい

うことで、保険料もまちまちです。隣のまちと保険料が、住所を移すことで違うというような、同じ、医療を受けられる保険制度であるのにもかかわらず違うことになります。そういう問題点を解消することと、本来、国民健康保険というのは国が一元化してやってくれるのが一番いいんですけども、保険料の公平性という観点から一律にはなるんですけども、そういうふうに市町村間の運営ということで格差がありますので、これを何とでも平準化しようということで、都道府県単位の運営にできないかということで、全国市長会とか全国町村会等から政府に申し入れをかねてから行ってまいりました。その足がかりとなるように、県のほうで再編について検討しなさいというような、法改正によって新たな取り組みができております。今後、県のほうについて市町村の意見を聞きながら、県域単位で実施するのかどうか検討がなされることになります。

それと、ちょっと戻るんですけども、応能割の話なんですけれども、これは医療を等しく公平に受けるという観点から、それと資産を持っている人に比重を多く保険料を払っていただくというのは、保険料、保険税、この方式は市町村によってどちらをとるかというような、形が違うんですけども、料という観点からいえば、医療を受けるという対価の面から見れば問題があるということで、50対50の比率でやりなさいということで、現在運用しておりますので、もう少し慎重な検討が必要ではないかと思っております。

それと、保険証がないということで医療が受けられないという話なんですけれども、今年の3月末では、資格証明書を発行しておられる方は119世帯となっているんですけども、実際には行方不明の方が44名おられまして、実際に交付対象になっているのは75件で

あります。この方についても再三面談の機会をお願いしておりますけれども、役所のほうへ来てくれない、反応が全然示されないという方が非常に多うございますので、その点、申し上げておきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）そうしたら、再質問、次に、不納欠損の関連なんですけれども、あまり時間がなくなってきたので、簡単に聞きます。国民健康保険税の強制徴収ですね、預金の差し押さえ、この強制徴収というのは、どの、いかなる法律に基づいて実行しているのか、その法律を朗読ください。差し押さえの基準、これはもういいです。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）差し押さえの基準につきましては、先ほど健康福祉部長から答弁をさせていただいたとおりでございます。そういうことで、私のほうでは、なるほど法的には淡々とそういう手続きがうたわれてはおります。督促を出して何日後、その後はいつでも差し押さえできますよということになってはおります。それは地方税法でなっております。

ところが橋本市の場合、繰り返しになりますけれども、やはり法的に淡々とするだけではなく、督促状、催告書なり最終催告書で滞納されている方々にご連絡をとらせていただいております。とにかく、個々の事情もございますので、市役所のほうへ一度お越し願いたいと、相談に来ていただきたいということで、まずはそういう手続きをさせていただいております。

また、高齢者、特にひとり暮らしの方々になりますとやはり、これは事務的な内容の話なんですけど、おうちのほうへお邪魔させていただいて、ご本人にお会いさせていただいて、

家庭の事情なり等々お伺いさせていただいておるという対応もさせていただいております。その中で、例えば生命保険を差し押さえさせていただきましても、今までですと、何日後には換金しますよという流れでしてはりましたが、現在は、もう一度お手紙を差し上げて、税金を納めていただきたいと、そうでなければ生命保険も解約せざるを得ませんよというお手紙を差し上げておると。その結果、その滞納者の方々の中では、分納誓約に至る場合もございます。

そういうことで、以前から、議会からもご指摘、ご質問もいただいておりますので、そういった部分につきましては、より優しくと言ったらおかしいですけども、対応もさせていただいているのも事実でございます。

以上、ご答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）議長より申し上げます。総務部長の答弁は、3番議員の再質問に答えておりません。3番議員は、強制徴収の根拠法令を示していただきたいという再質問でありますので、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）そうしましたら、後で法律を地方税法に基づきまして朗読をさせて、ご答弁に変えさせていただきたいと思っております。恐れ入ります。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それは質問が終わってからもいいよ。コピーしてもらったら。僕が言いたいのは、いわゆる生活費を押さえた実態があるということよ。僕、以前質問したけども、これ、国税徴収法では、生活費は押さえることは禁止されているんよ。生活費を押さえてええというのはどういう法律でやっているんですかということを探ねたいわけや。いや、この質問に関しての調査でわかったんやけど、どうも預金というのは何か余ったお

金のような感覚でとらえているわな。給料と違うと言うんや。でも、皆さん、議場における人も、僕らもそうやけど、給料って銀行振り込みと違うん。余ったお金って、預金って違うがな。実際のケースを説明したけど、パート労働者の方が、7万円しかないんですよ。それ、振り込まれたら即刻押さえたやん、全額。国の税金の徴収の法律では生活保護費、あるでしょう、基準。それは残せと言ってるんよ、生活できやんから。それを押さえたらかんと、明確に書いてあるんですよ。ちょっと力が入り過ぎたけどね。そんなことをなぜやるんかと。わかれへんやろ、預金、これは給与か何やわかれへん。生活費か何かわかれへんねやと。そんなん、本当に大変ですよ。僕、直接聞いてんの、もう一つあるんやで。こつこつ、こつこつ安い年金をためて、葬式金として置いてるんやんか。その大半を押さえてしもうたやん。こんなん、本当、血も涙もないやり方なんよ。これ、世間では泥棒と言ってるやん、当局のやり方。今後、こういうやり方を改めるのかどうか、はっきりと答弁してください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

確かに、議員が質問させていただいている部分については、私も非常に、前回の質問答弁も踏まえまして、非常に考えておるところでございます。先ほどもご答弁させていただきましたが、今後も、当然のことだと思うんですが、調査内容については徹底していきたいと。今まで、現在でも差し押さえ等々の決裁が上がってまいります、決裁の判を押す段階で、ほかの書類もたくさんあるわけでございますけれども、一番時間がかかるのが差し押さえの起案文書、決裁文書になってございます。そういうことで、議員ご質問の部分

につきましては、再度、より調査内容を高めていきたいと。そして、それに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）これ、そうしたら、必ず面談というのか、面接して。その状況ってある程度わかるやろ、会うて話をしたら。それは最低やってもらえますか。そこから差し押さえの手続きにいくと。そんな何百件もないわけやろ、差し押さえてんのは。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）うちのほうでは、電話なり督促状なり催告書なり最終催告書なり、何らかのご連絡をさせていただいておるということをご理解いただきたいと思います。そして、窓口へ来ていただけた方々についてはいろいろなお話をさせていただいて、納税のご相談に応じさせていただいております。ただ、残念なことに、うちのほうから何度お願いを申し上げましても来ていただけないという方々につきましては、非常に私もご答弁していてもしんどいんですが、いろいろな調査をさせていただくと。これは一概には言えません。高額の預貯金が発見された場合もございまして、不動産が出てきた場合もございまして、そういった場合は悲しいかな、最終的には法の手続きをさせていただかなければならないケースもございまして。

ただ、繰り返しになりますが、そういった生活に困窮されておる方々につきましては、より一層のより以上の調査なり面談なりということについては最大限努力させていただくということでご答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）もう時間がなくて、小中一貫校で一つだけ。橋本市の洪水ハザードマップってあるわな。これ、全戸に配られ

たんやけど。今度、橋本小中一貫校をつくる、浸水すると書いてあるでしょう。3階に避難せいと書いてあるんよ、橋本中学校が、紀の川が増水してね。こういった点についても関係者の方から心配の声が出ているんですよ。ですから、何か非常に矛盾したような、危険ですよと言っているのと、ここに最新の教育の施設、小中一貫校をつくると言っているんですけど、その辺、こういう洪水対策というか。もういくつもあったんやけど、時間がないので、この点だけ、どのように対応されるのか、伺っておきます。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）6月広報紙の配布にあわせて、橋本市洪水ハザードマップが配布されました。このマップは、100年に1度の大雨があり、紀の川と橋本川がはんらんした場合に、国が想定する排水箇所を記載したものでありますが、実際には大滝ダムの整備や河川改修、護岸整備など、河川のはんらんを未然に防ぐため、国が積極的に事業を進めておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）当局より、答弁保留の分につき答弁いたしたいという申し出があります。これを許可いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）富岡議員、先ほど国民健康保険の質問なんですけれども、国民健康保険に職種別のデータ処理は行っておりませんので、ありませんので、お願いします。

○議長（中西峰雄君）これをもって、3番 富岡君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）